

砂川市スクールバス運行マニュアル新旧対照表

現 行	改 正 後
3 運行中の注意点 (2) 生徒 <u>中学校及び教育委員会では、生徒へ以下の内容で乗車に関するルールを指導。</u> ・ <u>発車時刻 3 分前を目処に停留所で待機すること。</u> ・ 乗降車時に乗車証の<u>QR</u>を<u>タブレット</u>に読み込ませること。 ・ 予定時刻になって生徒が停留所にいない時は、そのまま通過するため、各家庭の責任において登校させること。 4 乗降車確認について (1) 運転手の対応 ・ 生徒が<u>タブレット</u>に乗車証の<u>QR</u>を読み込ませているか確認すること。 ・ <u>中学校・教育委員会が作成する運行表を基準に運行し、設定された時間より各停留所を早く出発しないこと。</u> ・ 登校便・下校便など、全ての生徒が降車した後、真に全員が降車しているかどうか、全座席を目視確認すること。 (2) <u>中学校・教育委員会</u>の対応 ・ 事故や災害時など、必要に応じて、保護者アプリの乗降車記録を基に、乗車生徒を管理・確認すること。	3 運行中の注意点 (2) <u>児童</u>生徒 <u>砂川学園及び教育委員会では、児童生徒へ以下の内容で乗車に関するルールを指導。</u> ・ <u>停留所には発車時刻の10分くらい前からスクールバスが待機するので、発車時刻の 3 分前を目処に停留所へ来ること。</u> ・ 乗降車時に乗車証（<u>ICカード</u>）を<u>ICカードリーダー</u>に読み込ませること。 ・ <u>登校便の乗車時と下校便の乗降車時に運転手へ乗車証を提示し、乗車証に記載の許可番号を口頭で運転手に伝えること。</u> ・ 予定時刻になって<u>児童</u>生徒が停留所にいない時は、そのまま通過するため、各家庭の責任において登校させること。 4 乗降車確認について (1) 運転手の対応 ・ <u>登下校便の乗降車時に児童生徒が ICカードリーダーに乗車証（ICカード）を読み込ませているか確認すること。</u> ・ <u>登校便の乗車時と下校便の乗降車時に児童生徒が提示する乗車証及び口頭で、許可番号を確認すること。</u> ・ <u>砂川学園・教育委員会が作成する運行表を基準に運行し、設定された時間より各停留所を早く出発しないこと。</u> ・ 登校便・下校便など、全ての<u>児童</u>生徒が降車した後、真に全員が降車しているかどうか、全座席を目視確認すること。 (2) <u>砂川学園・教育委員会</u>の対応 ・ 事故や災害時など、必要に応じて、保護者アプリの乗降車記録を基に、乗車<u>児童</u>生徒を管理・確認すること。

現 行	改 正 後
6 その他 ・ 運行記録は、記入漏れのないよう欠かさず記入すること。また毎日の走行で経路及び車内での生徒の状況に異変が生じた場合などは、速やかに報告すること。 ・ 本マニュアルに定めのない場合であっても、教育委員会・<u>中学校</u>・運行事業者の間で、相互連絡・確認を行い、生徒の生命・身体等の安全確保は常に最優先に対応すること。	6 その他 ・ 運行記録は、記入漏れのないよう欠かさず記入すること。また毎日の走行で経路及び車内での<u>児童</u>生徒の状況に異変が生じた場合などは、速やかに報告すること。 ・ 本マニュアルに定めのない場合であっても、教育委員会・<u>砂川学園</u>・運行事業者の間で、相互連絡・確認を行い、<u>児童</u>生徒の生命・身体等の安全確保は常に最優先に対応すること。